

4 福島県立自然公園条例

〔公園事業の執行〕（第10条）

<p>条 例 の 趣 旨</p>	<p>優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資する。</p>
<p>公園事業の執行の認可等を要する行為</p>	<p>次の施設で、当該地域の公園計画に定めるものの整備を行おうとする場合</p> <p>道路、橋、広場、園地、宿舍、避難小屋、休憩所、展望施設、案内所、野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場、乗馬施設、他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設、昇降機、運輸施設、給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所、汚物処理施設、博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設、野外劇場、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設</p> <p>協議－国の機関 認可－県及び国の機関以外の者</p>
<p>認可等の必要な区域</p>	<p>県立自然公園 (参考資料1参照)</p>
<p>認可権者等</p>	<p>知事</p>
<p>認可等の基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園計画及び公園事業の決定内容に適合すること。 2 自然公園の保護上の効果又は利用上の効果が認められるもので、それぞれ自然公園の利用又は保護に支障を及ぼすものでないこと。 3 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。 4 施設の構造及び設備に関し、安全性が十分確保されていること。 5 利用施設事業については、施設の構造及び設備に関し、利用上の快適性に十分配慮されていること。 6 施設の管理又は経営の方法が適切であること。 7 公園事業の執行者が十分な事業執行能力を有していること。 8 当該事業の執行が、他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。 9 当該申請につき、工事等が伴う場合であって当該工事について他の法令の規定により許可、確認その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。

<p>担 当 機 関</p>	<p>生活環境部 自然保護課 地方振興局 県民環境部 県民生活課 (南会津地方振興局は県民環境部県民環境課) (いわき地方振興局は県民部県民生活課)</p>
<p>手続フローチャート</p>	<pre> graph TD A[申請者] -- 申請 --> B[地方振興局] B -- 副申 --> C[自然保護課] C -- 認可等通知 --> B C -- 認可等 --> A C -- 諮問 --> D[自然環境保全審議会 自然保護部会] D -- 答申 --> C subgraph Note E["(公園計画及び公園事業の決定等)"] end Note --- D </pre> <p>自然環境保全審議会 自然保護部会 (公園計画及び公園事業の決定等)</p> <p>諮問 答申</p> <p>申請者 地方振興局 自然保護課</p> <p>申請 副申 認可等通知 認可等</p>
<p>備 考</p>	